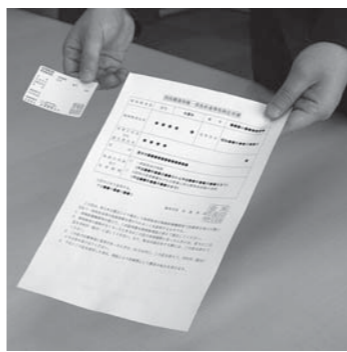


医療費の窓口負担と介護保険利用者負担額の免除期間が1年延長になります

東日本大震災で被災した国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者で一定の要件に該当する場合、医療機関窓口での一部負担金(自己負担金)が免除されています。同様に、介護保険の利用者も介護サービス利用者負担額の支払いが免除されています。今回、免除期間が1年延長され、平成28年3月31日までとなります。

免除されるのは、次の要件に該当する人です。

【対象者】住民税非課税世帯で、東日本大震災で①住家が全壊または大規模半壊②主たる生計維持者が死亡、または



行方不明で災害弔慰金の支給を受けている③住家が半壊し、その住家をやむを得ず解体したことにより被災者生活再建支援制度によって全壊と扱われている

【免除期間】平成27年4月1日～平成28年3月31日

【所得判定】▼平成27年4月1日～7月31日の免除判定

平成26年度(平成25年中所得)の課税状況で判定します。

▼8月1日以降の免除判定

平成27年度(平成26年中所得)の課税状況で判定します。

医療費の窓口負担の免除

【対象診療項目】入院、入院外、歯科、調剤、訪問看護療養費

【注意事項】受診する際は「被保険者証」と「一部負担金免除証明書」を医療機関窓口で提示してください。

【申請が不要な人】平成27年3月以前に市から「一部負担金免除証明書」を交付され、

今回の要件に該当する場合は新しい免除証明書を交付しますので、申請手続きは不要です。

【申請手続きが必要な人】平成27年3月以降に本市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入し、今回の要件に該当する場合は申請手続きが必要で

【申請場所】各総合支所市民課窓口

【問い合わせ】市民生活部国民年金課(保険給付係・年金医療係)

0220(58)2166

介護保険利用者負担額の免除

【対象項目】介護保険利用者負担額

【申請場所】各総合支所市民課窓口

【問い合わせ】市民生活部国民年金課(保険給付係・年金医療係)

0220(58)2166

みんなで盛り上げよう 市制10周年 冠事業を募集

平成17年4月に「登米市」が誕生し、平成27年度で10周年を迎えます。市では、節目となる市制10周年を祝い、これから地域がますます元気になるようさまざまな記念事業を計画しています【表】。

さらに市民の皆さんや各団体が主体となり開催する事業で、市制10周年を記念し実施する事業に対して「10周年記念冠事業」に承認し、市制10周年を盛り上げていきたいと考えています。

冠事業に承認されると、市広報紙「広報とめ」や市ホームページ、コミュニティFM「H@!FM(ハット・エフ

エム)」などで事業を周知することもできます。

【対象】冠事業の対象は、平成27年度中に市民や団体が主催する事業です。既存の事業の場合は、10周年を記念し内容に工夫を加えたものとし

【申請】承認申請書(指定様式)に記入の上、総務部総務課(市役所迫庁舎2階)まで提出してください。様式は市ホームページからダウンロードすることもできます。

【留意事項】冠事業の周知を市広報紙に掲載する場合は、事業実施の2カ月前までの申請が必要となります。

【表】平成27年度に計画している主な市制10周年記念事業(市主催分)

事業名	時期	内容
フォトコンテスト	応募受付中	市民、暮らし、風景、祭り、自然など、未来に伝えたい登米市の魅力を写した作品を募集
10周年記念式典	6月6日	これまでの歩みを振り返り市制10周年を祝うため、記念式典および祝賀会を開催
市民歌大合唱	6月6日	完成した「登米市市民歌」のお披露目として、10周年記念式典で市内の合唱団体が市民歌を大合唱
記念誌発行	6月発行	登米市誕生10周年を振り返り、次の輝く10年に向けた記念誌を発行、毎戸に配布
文化講演会	未定	本市にゆかりの著名人を招き講演会を開催
NHK「民謡を訪ねて」	未定	NHKテレビ「民謡を訪ねて」を招致。出場者、観覧者を募集し開催

【問い合わせ】総務部総務課(10周年記念冠事業担当)

0220(22)2091

「広報とめ」をリニューアル 月1回発行にします

平成27年度から、市広報紙「広報とめ」の発行形態や紙面を一部見直します(平成27年4月21日発行～)。

より市民の生活に役立ち親しまれる広報紙を目指して紙面をリニューアルするとともに、これまでの中面2色刷りからオールカラーにして、これまで以上に市や市民の取り組みなどを生き生きと表現していきます。紙面の見直しに伴い、情報を集約してこれまでの月2回(1日号・21日号)から月1回発行にします。毎月の発行日は21日(平成27年度最初の発行は4月21日「5月号」となります。

「広報とめ」を通じ、市としてのさらなる一体感を醸成しながら、市および市民の歩み・輝きを記録していきます。市では、これからはホームページやフェイスブック、メール配信やコミュニティFMなどを活用した効果的な情報発信に努めていきます。

【問い合わせ】総務部市長公室(広報広聴係) 0220(22)2090

日程

学校	日程
岩沼市立岩沼中学校	5月14日(木)・15日(金) (1泊2日)
北海道小樽市立小樽中学校	5月27日(水)・28日(木) (1泊2日)

【受け入れ人数】1戸当たり3人から5人程度

宿泊農業体験学習(ファームステイ) 受け入れ農家を募集

市グリーン・ツーリズム推進協議会では、平成27年5月に予定している中学校2校のファームステイ【左表】の受け入れ農家を募集します。

ファームステイでは、子どもたちを自分の家に宿泊させて、農作業や家事手伝いなど農家の暮らしを体験してもらいます。特別なことをする必要はありません。普段の仕事を手伝って一緒に楽しみながら作業してみませんか。受け入れ家庭には、宿泊数に応じた受け入れ料金をお支払いします。

●会員募集

市グリーン・ツーリズム推進協議会では会員を募集しています。会員登録すると宿泊農業体験学習(ファームステイ)の受け入れ農家として優先されます。

【年会費】千円
【申し込み・問い合わせ】市グリーン・ツーリズム推進協議会事務局(産業経済部商工観光課内)
0220(34)2734



【注意事項】介護保険を利用する際は「被保険者証」と「利用者負担額免除認定証」をサービス事業者などに提示してください。

【申請が不要な人】平成27年3月以前に市から「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」または「介護保険利用者負担額免除認定証」を交付され、今回の要件に該当する場合は新しい免除認定証を送付しますので、申請手続きは不要です。

【申請手続きが必要な人】要件に該当する人で「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」または「介護保険利用者負担額免除認定証」の交付申請をしていなかった場合は申請手続きが必要です。

申請には、り災証明書、被保険者証、認め印を持参していただくほか、本市に転入した人は、前住所地の市町村が発行する住民税非課税世帯であることを証明する書類が必

【受け入れ料金】▼1泊2日

1人当たり7千円

【申し込み方法】電話

【申込期限】3月31日(火)

医療費助成受給者は 免除が優先

東日本大震災で被災した医療費助成受給者で、医療機関での窓口一部負担金免除の対象となった場合は、免除が優先されます。市から交付される一部負担金免除証明書を医療機関に提示して受診するようお願いいたします。

免除期間中に受診した医療費は、医療費助成申請書を提出してもお支払いできませんのでご注意ください。

【問い合わせ】市民生活部国民年金課(年金医療係)

0220(58)2166

